

令和6年度 公立大学法人沖縄県立芸術大学における
労働者の過半数代表者選出日程及び立候補者の届出について（公示）

労働基準法に規定する各種労使協定の締結のため、公立大学法人沖縄県立芸術大学過半数代表者の選出手続き等に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という）に基づき、労働者の過半数代表者の選出を行います。

つきましては、下記の通り過半数代表者選出に係る日程をお知らせします。

1 過半数代表者選出日程

- ・選出日程の公示 令和6年2月20日（火）
- ・立候補の届出期間 令和6年2月20日（火）～ 令和6年2月29日（木）
（土日祝日は除く）
- ・過半数代表者選挙または不信任投票の公示 令和6年3月1日（金）
- ・過半数代表者選挙または不信任投票期間
令和6年3月1日（金）～ 令和6年3月13日（水）
- ・過半数代表者の公示 令和6年3月14日（木）～ 令和6年3月21日（木）

2 過半数代表者候補者の届出

職員は、上記の届出期間中に登録されたメールアドレス等から専用のウェブサイトにログインし「過半数代表者選出」（不信任投票の場合は「過半数代表者不信任」）の投票を行ってください。また、専用ウェブサイト上で投票ができなかった場合に限り、投票用紙による投票をすることもできます。希望する場合は、所定の様式により事務局総務課へ提出してください。（受付時間：月曜から金曜までの午前9時00分から午後5時まで）

3 選出方法

- (1) 立候補者が複数名の場合
専用ウェブサイト上で（投票用紙の場合、ガイドライン別表5の「過半数代表者選出選挙投票用紙」により）過半数代表者選出投票を行い、最多得票者1名を過半数代表者とします。
- (2) 立候補者が1名の場合
専用ウェブサイト上で（投票用紙の場合、ガイドライン別表6の「過半数代表者信任投票用紙」により）過半数代表者選出不信任についての投票を実施します。異議（不信任）が有権者の半数に満たない場合、立候補者が過半数代表者として信任されたものとします。なお、信任する場合も投票することは可能です。
- (3) 上記（1）において、得票数が同数の場合は、事務取扱者がくじにより1人を選定して過半数代表者とするを公示した後、7日以内に有権者の半数に達する異議申し立てがない場合は、その公示された者を過半数代表者とします。

- (4) 上記(1)又は(2)において、投票数が少ないため、上記(1)の場合の最多得票者又は上記(2)の場合の立候補者に対して、労働者の過半数がその者の選任を支持していることが必ずしも明確でない場合には、意見の表明がなかった労働者に対して事務局から電話等により直接意見を確認する場合があります。

4 投票用紙の請求について

専用ウェブサイト上で投票ができなかった職員で、投票用紙による投票を希望する職員は、ガイドライン別表7の様式により投票用紙を請求し、次の手順により投票を行ってください。

- (1) 投票用紙は、氏名を記載した封筒に入れて封緘すること。
- (2) 前号の封筒は、事務局へ送付又は持参すること。
- (3) 投票用紙による投票は3月13日午後5時まで受け付けるものとし、3月13日午後5時以降に事務局へ届いた場合は、投票をしなかったものとみなします。

5 過半数代表者の責務

- (1) 労基法第24条第1項ただし書に定める協定（賃金控除に関する協定）の締結
- (2) 労基法第34条第2項ただし書に定める協定（休憩時間の一斉付与原則の適用除外に関する協定）の締結
- (3) 労基法第36条第1項に定める協定（時間外労働・休日労働に関する協定）の締結
- (4) 労基法第38条の3第1項に定める協定（専門業務型裁量労働制に関する協定）の締結
- (5) 労基法第90条に定める協定（就業規則作成及び改廃における意見聴取に対する書面）の締結
- (6) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第6条第1項ただし書及び第12条第2項に定める協定（育児・介護休業の対象から除外する労働者の協定）の締結
- (7) 労基法その他関連諸法令において過半数代表者の責務として規定されている事項

6 過半数代表者の任期

令和6年4月1日～令和7年3月31日

以上

令和6年2月20日

沖縄県立芸術大学 事務局総務課